

赤毛のアン事件：知財高裁平成17（行ケ）10349号 平成18年9月20日判決（四部）<棄却>〔特許ニュース2006年10月27日号〕

〔キーワード〕

商標法4条1項7号，著作物の題号，公序良俗，文化遺産，国際信義，Anne of Green Gables

〔事 実〕

原告(商標権者・審判被請求人：サリヴァン・エンターテイメント・インターナショナル・インコーポレーテッド)は、平成12年6月20日、下記の本件商標について、下記の2つの商品区分を指定して商標登録出願をしたところ、平成13年4月27日、商標登録第4470684号として設定登録された。

本件商標：



指定商品：第9類「眼鏡，レコード，メトロノーム，スロットマシン，ウエイトベルト，ウエットスーツ，浮袋，エアタンク，水泳用浮き板，レギュレーター，家庭用テレビゲームおもちゃ」及び第14類「時計，身飾品，宝玉及びその原石並びにその模造品，貴金属製のがま口及び財布，貴金属製コンパクト」

これに対し被告（審判請求人：カナダ国プリンス・エドワード・アイランド州）は、平成15年3月13日、指定商品のうち第9類について、特許庁に登録無効の審判を請求した（無効2003-35094号）ところ、平成16年7月13日、登録無効の審決がされたので、商標権者（原告）は、この審決を取り消すとの判決を求めた裁判を起した。

なお、“Anne of Green Gables”とは、カナダの作家ルーシィ・モウド・モンゴメリ（Lucy Maud Montgomery）の小説の題名のこと、わが国では「赤毛のアン」の題名で村岡花子訳の本が1952年に新潮文庫から出版されている。

〔審決理由の要旨〕

審決は、原告が、本件原作者の遺産相続人，被告，後記アン・オブ・グリーン・ゲブルス・ライセンシング・オーソリティ・インク（以下「AGGLA」という。）らの承諾を得ることなく本件商標登録を行ったことは、これらの者との信義誠実の原則に反し、穏当を欠くものであり、かつ本件商標を我が国の商標として登録することは、被告を含むカナダ国政府との間の国際信義に反するものであると判断し、本件商標登録は、商標法4条1項7号に違反し、

無効であるとした。

〔判 断〕

1 取消事由（商標法4条1項7号該当性の判断の誤り）について

(1) 商標法4条1項7号の意義

商標法4条1項7号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」は、商標登録を受けることができないと規定する。ここでいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、当該商標の構成自体がそのようなものでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合、他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合、などが含まれるというべきである。

審決は、本件商標登録は、被告を含むカナダ国政府との国際信義に反するとしてこれを無効としているところ、商標登録が特定の国との国際信義に反するかどうかは、当該商標の文字・図形等の構成、指定商品又は役務の内容、当該商標の対象とされたものがその国において有する意義や重要性、我が国とその国の関係、当該商標の登録を認めた場合にその国に及ぶ影響、当該商標登録を認めることについての我が国の公益、国際的に認められた一般原則や商慣習等を考慮して判断すべきである。

その上で、当該商標が商標法4条1項7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に当たるかどうかは、当該事案に現れた上記～の具体的な事情を総合的に考慮して決することになる。

(2) 本件の事実関係

まず、事実関係をみると、証拠（枝番の記載は原則として省略）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 当事者

原告は、カナダ国オンタリオ州の法律に基づいて設立され、主として制作映画、テレビ作品の配給などを業とする法人であり、その商号変更前の名称は、サリヴァン・フィルムズ・ディストリビューション社（以下「サリヴァン・フィルムズ」という。）である。また、サリヴァン・エンターテインメント社は、原告の関連会社であり、その商号変更前の名称はハンティングウッド・フィルムズ・リミティッド社（以下「ハンティングウッド」という。）である。

他方、被告は、カナダ国を構成する州の一つであるプリンス・エドワード・アイランド州の州政府である。(甲996, 997, 乙101)

イ 本件著作物

本件著作物である「Anne of Green Gables」は、プリンス・エドワード島の美しい自然を舞台として、同島の老兄妹に引き取られた孤児の少女アンが、緑の切妻屋根 (Green Gables) の家に住み、同島の人々の暖かい人情や友情に支えられながら、少女から大人へと成長する過程を描いた小説である。本件著作物は、1874年に同島に生まれ、1942年4月24日に死去したモンゴメリによって書かれたものであり、1908年に出版されて以来、カナダ国内で広く読まれていることはもとより、多くの言語に翻訳され、世界的なベストセラーとなった。また、本件著作物は、テレビ化、映画化、舞台化され、多くの観衆を魅了してきた。

著作権は、カナダ国著作権法によれば、著作者の死亡後50年目で満了するため、1992年4月24日で著作権の保護期間を経過している(原被告を含む関係者間にその後本件遺産相続人に著作権が復帰したか否かをめぐって争いになっている。)

本件著作物は、我が国においても、「赤毛のアン」という邦題のもと、世代を超えて広く親しまれており、本件著作物の舞台となったプリンス・エドワード島には、毎年、多くの日本人が観光に訪れている。また、1999年に開催された日加外交関係樹立70周年記念祭の際には、カナダ国首相から、本件著作物の日本語訳者の孫であるCに対し、日加外交関係樹立70周年記念・文化交流促進功労賞が手渡され、二十一世紀万国博覧会「愛・地球博」のカナダ館は、2005年5月5日を「赤毛のアンの日」と定め、アンに関する様々な行事を開催した。

(乙2~8, 10~16, 18, 33, 45, 46, 55~59, 61~65, 67~72, 88, 91~101, 116, 118, 127, 141)

ウ 本件著作物についての記念金貨、記念切手の発行等

王立カナダ造幣局は、1990年から1994年にかけて、「カナダの青年と遺産」をテーマにした200ドルの記念金貨を5回シリーズで発行・販売した。1990年の国旗、1991年のホッケー、1992年のナイアガラの滝、1993年の王立カナダ騎馬警官隊に引き続き、1994年に発行された最後の金貨は、本件著作物の登場人物であるアンを記念して発行されたものであり、その中央にアンの肖像が配されている。この金貨は、我が国においても発売された。

また、1975年5月には、その中央にアンの図柄を配し、左側には「Lucy Maud Montgomery Anne of Green Gables」などの文字が記載された8セント切

手が発行された。

さらに、カナダ国の公的諮問機関である史蹟及び歴史的モニュメント委員会は、1943年、モンゴメリをカナダ国の歴史上の重要な人物に指定し、本件著作物のアンの家のモデルとなった家やその周囲は、プリンス・エドワード島国立公園内で保全されている。

(乙25, 39, 57, 83~85, 105, 107)

エ 本件著作物と被告との関係

本件著作物の舞台となったプリンス・エドワード島は、カナダ東部に位置する自然豊かな島であり、本件著作物にちなんで「アンの故郷」(The Home of Anne) という愛称を有する。同島にとって、観光は主要な産業の一つであり、被告であるプリンス・エドワード州政府は、本件著作物を観光産業の中核に据え、同島を赤毛のアンの故郷として世界中に宣伝し、観光客を積極的に誘致してきた。被告は、また、同島にある本件著作物と関係のある施設や場所(アンが住む家を再現した家、恋人の小径、モンゴメリの生家、郵便局、教会、博物館等)を整備、保全するなどの施策を講じ、1993年には、同島の自動車のナンバープレートに「Home of "Anne of Green Gables"」と付記した。このような観光客誘致のための活動の結果、プリンス・エドワード島には、その全域にわたって、赤毛のアンに関連する施設や場所が存在するに至っている。

(乙17, 57, 60, 64, 65, 117, 118, 128)

オ 本件著作物と公的標章の登録

カナダ国商標法9条(1)は、「何人も、事業に関連して、以下のものから構成されている標章又は以下のものと誤認されるほどに類似している標章で、登録官が公的機関の要請によりその採択及び使用を公告したものは、これを商標その他のものとして採択してはならない。」と定めた上で、同項(n)(iii)として、「商品又は役務に用いる公的標章(official mark)として、カナダ国において、公的機関(public authority)により採択及び使用される記章、紋章又は標章」を掲げている。

この規定に基づき、被告は、「ANNE OF GREEN GABLES」との文字からなる標章を1992年8月27日に出願し(出願番号0905533号)、同標章は公的標章として登録された(以下「本件公的標章」という。)。本件著作物に関する他の公的標章として、被告を登録名義人とする「GREEN GABLES HOUSE」「ANNE OF THE ISLAND」などの標章、AGGLAを名義人とする「AKAGE NO ANNE」「ANNE SHIRLEY」「RED-HAIRED ANNE」「ANN OF GREEN GABLES-THE MUSICAL」などが登録されている。

被告は、1995年3月28日、「ANNE OF GREEN GABLES」を含む公的標章をAGGLAに譲渡する旨合意したが、標章権者の名義変更は行われていない。

(乙35, 81, 104, 132)

カ AGGLAの経営形態と業務内容

AGGLAは、プリンス・エドワード・アイランド州の会社法に基づき、1994年5月26日に設立された営利法人であり、遺産相続人と被告が同数の株式を保有している。AGGLAは、上記のとおり、1995年3月、被告から「ANNE OF GREEN GABLES」を含む公的標章を譲り受け、本件著作物に関するライセンス業務を行っている。

AGGLA設立のための出願書類には、その主たる目的として、カナダで最も有名な小説家であるモンゴメリの記憶と認知を図ること、モンゴメリやその作品の名声を維持・向上すること、アンのイメージを保護すること、アンのイメージ及びアンに関する商標の使用を管理・監督すること、アンに関する商標やアンのイメージを利用して質の高い商品化を行う者に対し、ライセンスを付与し、ロイヤリティを遺産相続人や州政府等のために収受し、望ましい商標権保護や権利行使のために必要な措置をとること、会社にとって望ましい他の事業を行うことなどが掲げられている。

被告、本件遺産相続人等の関係者の間で交わされた1994年5月5日付け合意書(甲976)によれば、AGGLAの取締役は、被告が推薦する3名、遺産相続人が推薦する3名、被告と遺産相続人が推薦する2名の合計8名からなり、商業上のライセンスも含め重要な事項は、取締役の過半数の賛成により決せられ、取締役会の承認を得なければならない、その際、取締役の過半数の中に、被告の推薦者と遺産相続人の推薦者が少なくとも1名ずつは含まなければならないとされている。

また、同合意書によれば、AGGLAには、構成員の過半数が被告によって任命される「P.E.I.ライセンス委員会」と構成員の過半数が遺産相続人によって任命される「ファミリー・ライセンス委員会」が存在し(同合意書20項~22項)、「P.E.I.ライセンス委員会」は、基本的に被告州内で製造等された商品に関するライセンスの申込みの事前審査を行い、「ファミリー・ライセンス委員会」は、同州外で製造等された商品に関するライセンスの申込みの事前審査を行い、これらの委員会の事前承認がない限り、ライセンスは認められないとされている(同23項~25項)。そして、ロイヤリティの分配は、「P.E.I.ライセンス委員会」による事前承認が必要とされているものについては、原則として被告州のみの資産となるが、「ファミリー・ライセンス委員会」による事前承認が必要とされているものについては、原則として遺産相続人のみの資産になると規定されている(同33項)。本件遺産相続人の資産となるロイヤリティは、同遺産相続人が所有するL.M.モンゴメリ遺産相続人会社に支払われる。

AGGLAは、被告州内の事業者に対して、無償でライセンスを付与し、州外の事業者に対しては、ロイヤリティの支払いを求めている。AGGLAのトロント・オフィスが収受したロイヤリティに基づいて見積もったところでは、1994年1月1日から2002年6月15日までの間に、AGGLA等にライセンスされた商標に関連して販売された商品の売上合計額は、約1770万カナダドル(約14億3820万円)である。

(甲975, 976, 乙17, 35, 103, 113, 120, 123)

キ 原告ないしその関連会社と本件遺産相続人との取引等の経緯

(ア) 原告の関連会社であるハンティングウッドと本件遺産相続人は、前記1984年2月16日付け書簡(甲971, 乙49)をもって、本件遺産相続人が有する本件著作物に関する映画化権及びテレビ番組化権に関し、ハンティングが持つオプション権の行使に関する条件や対価等についての合意をしたが、同書簡中には、「B家(判決注:本件遺産相続人)は、出版権又は商品化権を含むが、これに限定されない、個別具体的に供与された権利以外のすべての権利を保持しています。」との文言がある。

(イ) 原告の商号変更前の会社であるサリヴァン・フィルムズと本件遺産相続人は、本件著作物に係るサリヴァン・フィルムズとCBCとの商品化事業に関し、1987年7月28日付け書簡(乙31)をもって、サリヴァン・フィルムズがCBCと商品化事業契約を締結するに当たって上記遺産相続人に支払うべき金額等について合意したが、同書簡には「CBCに対する一切の指示...には、商標権、著作権、意匠権を保護すべく、CBC、貴社(判決注:サリヴァン・フィルムズ)、当方の依頼人(判決注:本件遺産相続人)がとるべき措置に関する指示も含まれています。書面により特段の合意をしない限り、上記B等のみがこれらの権利に関する全ての登録をなしうる権限を有します。」との文言がある。

(ウ) CBCとの上記商品化事業に関し、サリヴァン・フィルムズと本件遺産相続人は、1987年10月19日付け書簡(乙137の2)をもって追加的な合意をし、CBCが商品化する商品やそれに付すべき商標等について取り決めたが、同書簡中には、「貴社はCBCエンタープライズとの契約に基づきCBCに対して与えるべきすべての指示につき当職と協議し、かつ両当事者間において合意しなければなりません。当該指示には、CBC、貴社及び当職の依頼人が商標権、著作権、意匠権を保護するために、取るべき措置が含まれます。」との文言がある。

(エ) 原告及びその関連会社は、我が国において、上記追加的な合意に先だつ1987年(昭和62年)10月13日付けで、本件商標と同様の構成の商標登録出願を行い、その旨を翌1988年5月9日になって、遺産相続人に通知し

た(乙142)。なお、上記商標登録は、その後、いずれも不使用を理由として審判で取り消された(乙41, 42)。

ク 本件商標の出願と本件と同様の構成商標の登録状況

本件商標出願の日は、平成12年6月20日であるところ、本件著作物に関し、それ以前に商標出願・登録されたものは、原告を権利者とする本件と同様の構成の商標(甲405~424)、AGGLAを権利者とする「Anne of Green Gables」との文字(標準文字)から構成される商標(甲425, 426)、AGGLAやその関係者を権利者とする「Anne of Green Gables」との英文字を上段に書し、「アンオブグリーンゲイブルス」とのカタカナを下段に書した商標(甲431~436)、AGGLAやその関係者を権利者とする「赤毛のアン」との文字からなる商標(甲443~446, 449~472)、株式会社トヨタキ製菓等を商標権者とする「アンシャーリー」との文字からなる商標(甲495~498)、AGGLAを権利者とする「RED HAIR ANNE」との英文字を上段に書し、「レッドヘアーアン」とのカタカナを下段に書した商標(甲513~536)など多数ある。

ケ AGGLAは、「Anne of Green Gables」との文字からなる商標を、指定商品を第28類「おもちゃ、人形」として、平成13年7月3日に出願し(商願2001-060338)、平成14年7月2日、特許庁より、商標法4条1項7号及び11号を理由として拒絶理由通知を受けた。同11号に係る拒絶理由については、本件商標等が引用されていたところ、AGGLAは、平成15年3月13日付け上申書をもって、特許庁に対し、本件商標登録について被告が無効審判請求をしたことを理由に、上記商標出願についての最終決定を猶予するように上申した。

(甲1004~1006, 1010)

(3) 商標法4条1項7号の該当性

そこで、以上認定の事実関係(必要に応じて、これに弁論の全趣旨によって認められる若干の事実を付加している。)に基づいて、本件商標の登録が「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するかどうかについて判断する。

ア 本件著作物の文化的価値と日加両国間の関係

本件著作物は、カナダ国を代表する作家によって書かれた世界的に著名な文学作品であり、その主人公であるアンは、物語の舞台となっているプリンス・エドワード島の美しい自然とあいまって、同国を象徴する存在とみなされているものと認められる。そして、アンの肖像が同国の金貨や切手で採用されるなど、同国の公的機関がモンゴメリを歴史上の重要な人物に選んでいることは、同国政府が本件著作物の文化的な価値をことのほか高く評価し、これをカナダ国及

びその国民の誇るべき重要な文化的な資産と認識していることを端的に示しているということができる。加えて、本件著作物は、我が国においても、世代を超えて広く親しまれ、我が国とカナダ国の友好関係の架け橋ともいうべき役割を担ってきた作品ということができるのであって、我が国も、カナダ国及びその国民が本件著作物に対して有していたそうした高い評価に理解を示すべき立場にあるものといわなければならない。そうすると、我が国が本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるような商標の登録を認めることは、我が国とカナダ国の国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いものというべきである。

イ 本件商標の外観，呼称，観念

本件商標は、「Anne of Green Gables」との欧文文字からなり、「Anne」の「A」の文字と、「Green Gables」の二つの「G」の文字がいずれもデザイン化されたものであって、「Anne of Green Gables」の文字自体は、「緑の切妻屋根の家のアン」を意味し、本件著作物の原題を知る者にとっては本件著作物の観念を生じるものであるから、確かに、本件商標の構成自体は、「Anne of Green Gables」との文字を一部デザイン化したものにすぎないものとして、特段の事情がない限り、本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるとは認められない。

しかしながら、本件著作物の主人公について醸成された前記のアンのイメージを考えるならば、本件商標を本件指定商品の一部のもの（例えば、スロットマシンなど）について使用する場合には、商品の品質等に問題がなくとも、本件著作物の主人公の価値、名声、イメージ等を損なうおそれが生じることを否定することはできない。

ウ カナダ国における公的標章としての地位

前記認定のとおり、「ANNE OF GREEN GABLES」との文字からなる標章は、カナダ国商標法9条(1)(n)(iii)に規定された「商品又は役務に用いる公的標章として、カナダ国において、公的機関により採択及び使用される記章、紋章又は標章」として被告により出願され、登録されているとの事実が認められる。カナダ国商標法9条(1)柱書きによれば、何人も、このような公的標章又はこれと類似している標章をその事業で使用することはできないとされており、原告がカナダ国内において本件商標と同様の商標を登録し、使用することができないことは、当事者間に争いがない。カナダ国商標法(1)(n)(iii)に規定された公的標章は、原告も指摘するとおり、同国の文化的資産と認定されることを要件とするものではなく、我が国商標法4条1項2，5，6号等に該当する印章、記章等に該当するものでもない。しかしながら、前記のとおり、本件著作物はカナダ国の誇る文化的な資産であり、我が国においても世代を超えて広く

親しまれている作品であるところ、カナダ国において本件著作物の原題である「ANNE OF GREEN GABLES」との文字からなる標章が公的標章として登録され、標章権者以外の私的機関がこれを使用することが禁じられていることは、我が国が同一の文字からなる本件商標の登録を認めるかどうかを判断する上でも十分に斟酌すべきであり、本件著作物の主人公の価値、名声、イメージ等を保護、維持し、我が国とカナダ国との国際信義に配慮するという公益的な観点から、私的利益を追求する機関・団体に本件商標の商標登録を制限することには十分な理由があるというべきである。(なお、前記認定のとおり、被告は「ANNE OF GREEN GABLES」を含む公的標章をA G G L Aに譲渡する旨合意したが、標章権者の名義変更が行われていない。当事者間には、A G G L Aが「公的機関」に該当するかどうか争いがあるが、この点は上記認定判断を左右しない。)

エ 著名な著作物の題号についての商標登録の許容性

本件商標は著名な小説の題号であるところ、我が国の商標法には、他人の筆名やその著名な略称を含む商標について、当該他人の承諾がない限り登録をすることができない旨の規定はあるが(商標法4条1項8号)、著名な著作物の題号を含む商標の登録を明示的に禁止し、あるいはその登録に当該著作物の著作権者等の承諾を要する旨の規定は存在しない。実際のところ、「ハムレット」(甲12, 13)、「ドンキホーテ」(甲18, 19)、「風と共に去りぬ」(甲1001, 1002)、「白雪姫」(甲157, 158)、「アンデルセン物語」(甲213, 214)など、世界的に著名な著作物について、その原作又は邦訳の題号が商標として多数登録され、「坊ちゃん」(甲88, 89)、「伊豆の踊子」(甲153, 154)、「たけくらべ」(46, 47)など、我が国で著名な著作物についても、その題号が商標として多数登録されているとの事実が認められる。

しかしながら、題号は、当該著作物の標識というべきものであるから、その著作物を他の著作物から識別する機能を有するとともに、当該著作物の評価や名声がその題号に化体し、著名な著作物についてはその題号自体が大きな経済的価値を有する場合があります。本件著作物のような世界的に著名な題号が有する経済的価値は、計り知れないものがある。本来万人の共有財産であるべき著作物の題号について、当該著作物と何ら関係のない者が出願した場合、単に先願者であるということだけによって、当該指定商品等について唯一の権利者として独占的に商標を使用することを認めることは相当とはいえず、商標登録の更新が容易に認められており、その権利行使は半永久的に継続されることになることなども考慮すると、なおさら、かかる商標登録を是認すべき必要性は低いというべきである。

そうすると、本件著作物のように世界的に著名で、大きな経済的価値を有

し、かつ、著作物としての評価や名声等を保護、維持することが国際信義上特に要請される場合には、当該著作物と何ら関係のない者が行った当該著作物の題号からなる商標の登録は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当すると解することが相当である。

他方、当該著作物の著作者が死亡して著作権が消滅した後も、その相続人ないし再相続人がその題号について、強い権利を行使することを認めることは、著作権を一定の期間に限って保護し、期間経過後は万人がこれを自由に享受することができる状態になるものと想定した著作権法の趣旨に反する。審決は、原告が、本件遺産相続人、被告州政府及びA G G L A等から承諾を得ていないことを、本件商標登録を無効とする理由として挙げているが、著作者の相続人やその関係団体などの承諾が必要であると解すべき法的根拠は、必ずしも明確ではない。著作者の相続人やその運営・管理する団体による著作物の題号の商標登録が、当該著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を維持・管理するなどの公益に資する場合は格別、単に私的な利益を追求するものであれば、上記第三者の場合と同様、そのような商標登録が我が国の公序良俗に反するものとして制限されることも当然あり得るというべきである。

オ 本件商標の出願経過

(ア) 原告の関連会社であるハンティングウッドと本件遺産相続人との間の1984年2月16日付け書簡による合意には、上記認定の文言があり、この文言は、必ずしも我が国における商標出願について明示的に言及したものではないが、本件遺産相続人が本件著作物に関するすべての権利を有していることを強調し、当該合意された具体的な権利のほかに、本件著作物について一切の権利行使を認めない明確な意向を示すものであり、原告は、こうした本件遺産相続人の明確な意向を認識していたことは明らかである。

(イ) 原告の商号変更前の会社であるサリヴァン・フィルムズと本件遺産相続人との間の1987年7月28日付け書簡による合意の中にも、上記認定の文言があり、同書簡には、そのほかにも、その趣旨・理由等が詳述されており、全体として、本件遺産相続人が本件著作物に関するすべての権利を有していることが強調されている。

(ウ) さらに、C B Cとの上記商品化事業に関し、サリヴァン・フィルムズと本件遺産相続人は、1987年10月19日付け書簡による追加的な合意の中にも、上記認定の文言がある。

(エ) 原告は、1987年(昭和62年)10月13日付けで本件商標と同様の構成の商標出願を行い、その旨を1988年5月9日まで遺産相続人に通知しなかったのであるが、上記(ウ)の合意の際、本件遺産相続人ないしA G G L Aに対しこの事実を何ら説明しなかったものであり、本件商標出願について、具

体的にいかなる不正の目的があったかは認められないものの、少なくとも、その出願経緯には、相当期間にわたって取引をしてきた本件遺産相続人との信義に反するものがあったといえる（なお、その後、1992年に、本件著作物の著作権が期間満了を迎えている。）

(オ) これらの諸事情、とりわけ原告ないしその関連会社と本件遺産相続人との間の書簡による合意内容などに照らすと、原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できない。

カ 小括

以上のとおり、本件商標は、世界的に著名で高い文化的価値を有する作品の原題からなるものであり、我が国における商標出願の指定商品に照らすと、本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損うおそれがないとはいえないこと、本件著作物は、カナダ国の誇る重要な文化的な遺産であり、我が国においても世代を超えて広く親しまれ、我が国とカナダ国の友好関係に重要な役割を担ってきた作品であること、したがって、我が国が本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるような商標の登録を認めることは、我が国とカナダ国の国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いこと、本件著作物の原題である「ANNE OF GREEN GABLES」との文字からなる標章は、カナダ国において、公的標章として保護され、私的機関がこれを使用することが禁じられており、この点は十分に斟酌されるべきであること、本件著作物は大きな顧客吸引力を持つものであり、本件著作物の題号からなる商標の登録を原告のように本件著作物と何ら関係のない民間企業に認め、その使用を独占させることは相当ではないこと、原告ないしその関連会社と本件遺産相続人との間の書簡による合意内容などに照らすと、原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないことなどを総合考慮すると、本件商標は、商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当し、商標登録を受けることができないものであるというべきである。

(4) 原告の主張に対する判断

以上判断したとおりであるから、原告主張の審決取消事由は理由がないものといえることができ、審決取消事由に関する原告の主張は、いずれも失当であるか、又はことさら判断する必要がないものであるが、原告の主張のうち以下の主張については、事案に鑑み、念のため、個別的に判断を加えることとする。

ア 著名な著作物の題号等の商標登録の許容性について

原告は、本件著作物と同様な構成の商標も被告、AGGLA、その他の企業によっていくつか登録されていること、世界的に著名な著作物の題号、主人公名、そのゆかりの地名等から構成される商標がこれまでに多数登録されて

きていること、他国の著名な文化遺産や自然資産についても、同様に多数登録されてきていることなどを挙げて、本件商標は、何人でも自由に登録商標として採択することができる」と主張する。

確かに、原告の指摘するとおり、「Anne of Green Gables」又は「ANNE OF GREEN GABLES」の文字（標準文字）からなるものの中には、従来商標として登録されているものもあり、世界的に著名な著作物の題号、主人公名等や、他国の著名な文化遺産や自然資産の名称を含む商標にも登録されているものもある。しかしながら、当裁判所は、我が国の商標法がこれを禁ずる明文を欠いていることを前提に検討しているのであって、本件商標を構成する「Anne of Green Gables」がカナダ国の文化資産的性格を有する作品の原題であることから、ただちに、本件商標登録がカナダ国政府との間の国際信義に反すると解しているわけではない。上記判示から明らかなように、当裁判所は、本件著作物の著名の程度、当該国と我が国の関係、本件商標と同一の文字からなる商標のカナダ国における法的保護の状況、著作物の文化的な価値等を管理する団体の有無、著作者ないしその承継人との交渉の経緯、当該著作物と指定商品の種類との関係、その他一切の事情を総合して、事案ごとに判断すべきものであると解した上で、本件について商標法4条1項7号に該当するかどうかを判断しているものである。

また、従前、他国の著名な著作物の題号について商標登録がされているといっても、交通通信手段が飛躍的な発展を遂げ、国際化、ボーダーレス化が急速に進歩している今日、国民の意識、取引の実情等も大きく変化を続けているのであるから、そうした急激な事情の変動は商標登録の許容性の判断にも当然に少なからず影響を及ぼすものであって、過去に商標登録された例が相当数あるからといって、必ずしも決定的な参考例になるものということとはできない。

イ 被告と密接な関係にあるAGGLAの団体としての性格等について

原告は、本件訴訟の提起及びその前提になる無効審判の請求はAGGLAの企業利益を擁護するためであって、AGGLAは利益を追求する純粋な民間企業であり、被告の本件無効審判請求には公的な利益はない、と主張する。

上記認定事実によれば、AGGLAは、本件著作物に関する権利の管理等を目的として官民平等の持分によって設置された民間企業であるが、被告が参画した側面では公共目的を追求する団体であるといえることができるものの、本件遺産相続人が参画した側面では、その限りにおいて相続人の私的な利益を追求する企業である可能性を否定し得ず、万人の共有財産に化した本件著作物の管理団体として自ら商標登録の権利主体となるのに適切といえるだけの公益的な活動に従事しているかどうかは本件証拠上明らかであるとはいえない。

この点について、当裁判所は、重要な事実であると認識して、弁論を再開し、

当事者双方による補充立証を求めるなどして、慎重に検討したが、仮にAGGLAが原告の主張するとおり、営利を追求する法人としての一面を有しているとしても、本件商標登録が商標法4条1項7号に該当するとの判断を左右するものではないとの結論に至ったものである（AGGLAが本件著作物に関する商標の登録主体になり得るか否かについては、AGGLAの目的、組織、活動の実態、ロイヤリティの分配や用途などに照らし、慎重に検討すべきであると考えられるが、将来の問題にすぎないから、これ以上、この問題には立ち入らないこととする。）

ウ 観光産業の育成と公益性について

なお、被告は観光産業の保護育成のために本件著作物及びその題号を維持・管理することは公益性の高い公共業務であると主張しているのに対し、原告は、観光産業は収益事業の一つにすぎないと主張して、被告の主張を争っている。この点、地方の観光産業が特定の著作物やその主人公の知名度や人気に依存している場合に、当該地方とは関係のない第三者が当該著作物の題号や主人公の名前を商標登録して独占した結果、当該地方の観光産業全体が深刻な打撃を受けるようなことがあれば、当該商標登録が公序良俗に反するとされることも考えられなくはないが、本件においては、原告が本件商標を我が国で登録することにより、被告州の観光産業が深刻な影響を受けると認めるに足る証拠はない。当裁判所は、前記判示のとおり、原告による本件著作物に関する本件商標登録の出願・登録は、本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損うおそれがあることについて、公益的な観点から推断したものであり、被告州による観光産業の保護育成の必要性の点は、その理由に用いていない。

2 結論

本件商標登録が商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当して無効とされるべきであるとした審決の判断は正当であり、原告主張の審決取消事由は理由がない。

よって、審決の取消しを求める原告の請求は棄却を免れない。

〔論 説〕

1．本件商標は、第9類及び第14類に属する商品を指定して登録されたが、被告（審判請求人）は第9類の商品に対してのみ登録無効とするとの審判請求をし、第14類の商品については対象としなかった。

被告は審判請求時に、商標法4条1項の中で、5号、7号、8号、15号、19号に違反すると主張していたが、特許庁はこのうち7号を適用し、わが国と被告を含むカナダ政府との間の国際信義に違反してなされた登録であったこ

とを理由に登録無効の審決をした。7号とは、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」を不登録事由とする規定である。

判決は、7号規定の意義について、これに該当するであろう5つの場合を挙げ、事案に現れた具体的な事情を総合的に考慮して決定することになるという。

2. 判決は、まず本案の事実関係について次の点を認定した。

(1) 当事者について

原告は、カナダ国オンタリオ州法に基いて設立された法人で、主として制作映画、TV作品の配給などを業とする。

被告は、カナダ国の州の一つの州政府である。

(2) 本件著作物について

本件著作物の“Anne of Green Gables”は、プリンス・エドワード島の美しい自然を舞台として、老兄妹に引き取られた孤児の少女アン（Anne Shirley）が、緑の切妻屋根（Green Gables）の家に住み、人々の温かい人情や友情に支えられながら、少女から大人へと成長する過程を描いた小説で、1874年に同島に生まれ1942年4月24日に死去したルーシィ・M・モンゴメリが1908年に出版した。この小説は、カナダ国内で広く読まれ、多くの言語に翻訳され、世界的なベストセラーとなった。（わが国では例えば、新潮文庫の花岡花子訳「赤毛のアン」（昭27）がある。⁽¹⁾）また、テレビ化、映画化、舞台化もされた。

この著作権は、カナダ著作権法5条によって、著作者の死後50年目の1992年4月24日に存続期間の満了まで存続した。（わが国著作権法51条2項参照）

(3) 本件著作物の記念金貨、記念切手の発行等について

(4) 本件著作物と被告との関係について

被告の州政府は、本件著作物にちなんで「アンの故郷（the Home of Anne）」と愛称され、本件著作物を観光産業の中核におき、世界中に宣伝し、全島にわたり赤毛のアンに関連する施設を作った。

(5) 本件著作物と公的標章の登録について

被告は、カナダ国政府に対し、1992年8月27日に“ANNE OF GREEN GABLES”から成る標章を「公的標章（official mark）」として出願し登録した。登録された「公的標章」は、商標法によっても他人による登録を排除できることになっている。

(6) A G G L Aについて

A G G L Aは州会社法に基いて設立された営利法人で、遺産相続人と被告が同数の株式を保有し、1995年3月から被告から前記公的標章を譲受け、本

件著作権に関するライセンス業務をしている。

(7) 原告ないしその関連会社と本件遺産相続人との取引等の経緯について

A G G L A は、“ ANNE OF GREEN GABLES ” の文字から成る商標を指定商品を第 28 類「おもちゃ，人形」として平成 13 年 7 月 3 日に出願し、平成 14 年 7 月 2 日に商標法 4 条 1 項 7 号と 11 号を理由に拒絶理由通知を受けた。11 号については本件商標等が引用されたので、A G G L A は、平成 15 年 3 月 13 日に上申書をもって特許庁に提出し、本件商標に対する無効審判法を理由に、最終決定の猶予を上申した。

3．そこで判決は、本件商標の商標法 4 条 1 項 7 号の該当性について、各点を考慮し次のように判断した。

(1) 本件著作物の文化的評価と日加両国の関係の点から、わが国が、本件著作物，原作者又は主人公の価値，名声，評判を損なうおそれがあるような商標登録を認めることは、わが国と加国との国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高い。

(2) 本件商標の外観，称呼，観念の点から、本件著作物の主人公から構成されたアンのイメージを考えると、指定商品の一部のもの（例えばスロットマシンなど）について使用する場合には、商品の品質等に問題がなくても、主人公の価値，名声，イメージ等を損なうおそれが生じることを否定できない。

(3) カナダ国における公的標章としての地位の点から、本件著作物の主人公の価値，名声，イメージ等を保護し、維持し、両国の国際信義に配慮するという公益的観点から、商標登録を制限することができる。

(4) 著名な著作物の題号の商標登録の許容性の点から、本件著作物のような世界的に著名で大きな経済的価値により顧客吸引力を有し、かつ著作物としての評価や名声等を保護，維持することが国際信義上特に要請される場合には、当該著作物と何ら関係のない者が行った当該著作物の題号から成る商標は、公序良俗に反する商標に該当すると解することが相当だ。

(5) 本件商標の出願経過の点から、原告の関連会社と本件遺産相続人との間の 1984 年 2 月 16 日付書簡による合意に違反して、原告はわが国に出願したことを遺産相続人に通知しなかったことは、相当期間取引をしてきた本件遺産相続人との信義に反するから、原告の出願行為は社会的相当性を欠く。

以上の理由から、判決は、本件商標は 4 条 1 項 7 号に該当する不登録商標として無効と認定した審決の判断を正当とした。

4．最後に、判決は、原告の主張について、念のためとして、個別的に判断を加えているが、大勢には影響のないものであった。

5. この判決をした知財高裁の考え方の基本には、7号の「公序良俗」の範疇を、単にわが国内のそれに限らず、今日のボーダーレス化時代を反映した国際性のある公益的観点の存在があり、われわれの商標登録出願の実務もそのところを忘れてはならないという教訓を与えている判決であるといえる。

現在の特許庁の実務では、他人の著作物を連想する小説の題名については、それ自体は独立した著作物として著作権が発生することはないとしても、著作権者又はその相続人等の承諾がなければ7号に該当すると認定しているし、また著名死者の氏名にはパブリシティの権利はなくても、その相続人等の承諾がなければ7号に該当すると認定している。この両者の場合とも、8号の規定のカッコ書きを引用しているように見えるが、承諾があれば万人共有の財産ではなく個人の財産とみなすように解していることになり、論理が通らない。ただし、7号は公益性のある万人共有の財産を個人の専有を排して保護する規定だからである。また、著名死者の場合には、相続人が存在するのだから、8号の規定適用で解決できるはずである。

いずれにせよ、他人が創作した著作物の題名でも、そこに登場するキャラクターの名前や肖像でも、著名死者の氏名や肖像でも、それ自体には需要者との関係では顧客吸引力という高い付加価値のある商業的利益に連がるものであるから、商品や役務に付ける名称（文字）としては最高の標章（目印）となるといえる。だからこそ、「商品化権契約」というものも生きて来るのである⁽²⁾。

今後は、本件の審判や裁判で被請求人（原告）が列挙している多くの著作物の題名、キャラクターの名称などの登録商標に対する登録無効審判請求が起こるかも知れないが、請求人には利害関係が必要なことはもちろんである。

- (1) 新潮文庫ではモンゴメリの小説は村岡花子訳で9冊の翻訳本が出版されている。
- (2) 詳しくは、牛木理一「キャラクター戦略と商品化権」（発明協会 2000）を参照。



グリーン・ゲイブルズのモデルになった家
(出典：定松正・本多英明「英米児童文学辞典」研究社 16 頁)